

浜松市公告第629号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成25年7月17日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ビッグ浜松葵町店

静岡県浜松市中区葵東2丁目16番地5

2 変更した事項

(1)大規模小売店舗名称の変更

(変更前)

名称
マックスバリュ EX 浜松葵町店

(変更後)

名称
ザ・ビッグ浜松葵町店

(2)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	代表者役職・氏名	住所
マックスバリュ東海株式会社	代表取締役 寺嶋 晋	静岡県駿東郡長泉町下長窪303番地1

(変更後)

小売業者名	代表者役職・氏名	住所
マックスバリュ東海株式会社	代表取締役 神尾 啓治	静岡県駿東郡長泉町下長窪303番地1

3 変更年月日

(1)大規模小売店舗名称の変更

平成25年5月25日

(2)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名

平成25年5月25日

4 変更する理由

(1)新業態の小売業をおこなうため

(2)マックスバリュ東海株式会社の代表者の変更があつたため